岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱

医整第９４９号
平成１８年１１月３０日制定

一部改正　医整第３７５号
平成１９年６月１５日

一部改正　医整第４０４号
平成２０年６月６日

一部改正　医整第２５０号
平成２２年６月４日

一部改正　医整第７６５号
平成２３年１０月２７日

一部改正　医整第８５２号
平成２４年　９月　４日

一部改正　医整第５２４号
平成２５年　７月２９日

一部改正　医整第４７８号
平成２６年　７月２２日

一部改正　医整第７１０号
平成２７年１０月２９日

一部改正　医整第３４７号
平成２８年８月　５日

一部改正　医整第８２４号
平成２８年１２月２２日

一部改正　医整第６２１号
平成２９年８月３日

一部改正　医整第６３５号
平成２９年　８月１８日

一部改正　医整第６１５号
平成３０年１０月１５日

一部改正　医整第８６２号
令和元年１２月３日

一部改正　医整第７７１号
令和２年１０月９日

一部改正　医整第１０３８号
令和３年１２月１日

一部改正　医整第６８８号
令和４年１０月１９日

一部改正　医整第５８１号
令和５年１０月２５日

一部改正　医整第６９３号
令和６年１０月２４日

一部改正　医整第５８０号
令和７年１１月１１日

一部改正　医整第５３３号
令和８年１０月２６日

岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱

（総則）

第１条　県は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図るため、市町村又は病院の開設者等（以下「補助事業者」という。）が行う医療施設等施設整備事業に要する経費又は当該事業に要する経費に対し市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第１項の一部事務組合を含む。以下同じ。）が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（欠格事由）

第２条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。次号において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

（４）役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

（５）役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

（６）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

（７）役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

（８）役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（補助対象事業等）

第３条　次の各号に掲げる補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）へき地診療所施設整備費補助金

へき地保健医療対策事業について（平成13年５月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知。以下

「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき、市町村、日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。）及び医師住宅等の施設整備事業

（２）へき地医療拠点病院施設整備費補助金

へき地保健医療対策等実施要綱に基づき、知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

（３）院内感染対策施設整備費補助金

院内感染対策事業の実施について（平成21年３月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知）に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所又は同法第８条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（市町村（地方独立行政法人を含む。）、日本赤十字社及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業

（４）重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援施設整備費補助金

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について（令和７年３月５日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知）に基づき、岐阜県地域医療対策協議会及び岐阜県保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援施設整備事業

（５）休日・夜間急患センター施設整備費補助金

救急医療対策の整備事業について（昭和52年７月６日医発第692号厚生省医務局長通知。以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、市町村の要請を受けた診療所の開設者が行う休日・夜間急患センターの施設整備事業

（６）病院群輪番制病院施設整備費補助金

救急医療対策事業実施要綱に基づき、病院の開設者（市町村長を除く。）が行う病院群輪番制病院の施設整備事業

（７）救命救急センター施設整備費補助金

救急医療対策事業実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者(市町村長を除く。）が行う救命救急センターの施設整備事業

（８）医療施設近代化施設整備費補助金

医療施設近代化施設整備事業の実施について（平成５年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知。以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。）に基づき、日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会その他知事が適当と認める者が行う医療施設近代化施設整備事業

（９）地域災害拠点病院施設整備費補助金

災害医療対策事業等の実施について（平成21年３月30日医政発第033007号厚生労働省医政局長通知。以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者（市町村長を除く。）が行う地域災害拠点病院の施設整備事業

（１０）特殊病室施設整備費補助金

骨髄移植施設等における無菌室の整備について（平成７年６月５日健医発第716号厚生省保健医療局長通知）に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者（市町村長を除く。）が行う特殊病室の施設整備事業

（１１）治験施設施設整備費補助金

治験推進対策施設整備事業の実施について（平成12年４月３日健政発第464号厚生省健康政策局長通知）に基づき、医療法第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第８条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（市町村（地方独立行政法人を含む。）、日本赤十字社及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う治験施設整備事業

（１２）医療施設土砂災害防止施設整備費補助金

災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事が適当と認める者が行う医療施設土砂災害防止施設整備事業

（１３）医療施設等耐震整備費補助金

災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事が適当と認める者が行う医療施設等耐震整備事業のうち次に掲げる施設に係るもの

ア　第二次救急医療施設等

イ　耐震構造指標であるＩｓ値が0.3未満の建物を有する病院

ウ　看護師等養成所

エ　地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）第２条に基づき知事が作成した５箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設

（１４）アスベスト除去等整備費補助金

アスベスト対策事業の実施について（平成18年２月３日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知）に基づき、知事が適当と認める者が行うアスベスト除去等整備事業

（１５）医療機器管理室施設整備費補助金

医療機器管理室施設整備事業の実施について（平成16年４月１日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知）に基づき、医療法第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第８条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（市町村（地方独立行政法人を含む。）を除く。）が行う医療機器管理室施設整備事業

（１６）地球温暖化対策施設整備費補助金

地球温暖化対策施設整備事業の実施について（平成21年３月30日医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知）に基づき、医療法第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第８条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（市町村（地方独立行政法人を含む。）を除く。）が行う地球温暖化対策施設整備事業

（１７）地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備費補助金

歯科保健医療対策事業の実施について（平成15年４月４日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知）に基づき、医療法第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第８条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（市町村（地方独立行政法人を含む。）を除く。）が行う地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業

（１８）非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金

災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事が適当と認める者が行う非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

（１９）がん診療施設施設整備費補助金

日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者が行うがんの診断治療を

行う病院の施設整備事業

2　前項各号に掲げる補助金の基準額及び交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、当該補助金の交付の対象にしないものとする。

（1）土地の取得又は整地に要する費用

（2）門、柵、塀及び造園に係る工事並びに通路敷設に要する費用

（3）設計その他工事に伴う事務に要する費用（前項第８号に定める事業で介護老人保健施設の新築、増改築及び改修に要する工事事務費のうち、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等工事施工のため直接必要な事務に要する費用（工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を上限とする。）を除く。）

（4）既存建物の買収（前項第１号に定める事業で、既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

（5）その他整備費として適当と認められない費用

（補助金の交付の申請）

第４条　補助金交付申請書の様式及びその添付書類は、別記第１号様式のとおりとする。

2　補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が通知するものとする。

3　補助金の交付の申請をする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第５条　補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

（1）補助対象事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

（2）次に掲げる変更をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア　建物の設置場所の変更（設置予定敷地内における設置場所の変更で、建物の機能を著しく変更しない軽微なものを除く。）

イ　建物の規模、構造又は用途の変更（建物の機能を著しく変更しない軽微なものを除く。）

（3）補助対象事業を中止し、又は廃止する場合（事業の一部を中止し、又は廃止する場合を含む。）においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

（4）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（5）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を、知事の承認を受けて処分する場合においては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年４月17日付け医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知）第４の規定の例により算定した額を県に納付させること

があること。

（６）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

（７）補助対象事業の完了後に、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の６月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税等の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をすること。

（８）補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額を県に返還すること。

（９）この補助金の交付を受けた経費に対し、重複して他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けないこと。

（１０）補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

（１１）補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。ただし、補助事業者が市町村の場合は、当該市町村が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

（１２）県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた額に相当する額を、遅滞なく間接補助事業者に交付すること。

（１３）間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。

ア　第１号から第10号までに掲げる事項。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「補助対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあり、及び「県」とあるのは「補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ　間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物その他補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けないで間接補助事業の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

ウ　間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後５年間保存すること。

エ　間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど補助事業者が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

（１４）前号の規定により付けた条件に基づき補助事業者が承認し、又は指示する場合においては、あらかじめ、知事に協議すること。

２　前項第１号から第３号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第７号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）前項第１号の承認　経費配分変更承認申請書（別記第２号様式）

（２）前項第２号の承認　事業内容変更承認申請書（別記第３号様式）
（３）前項第３号の承認　事業中止（廃止）承認申請書（別記第４号様式）
（４）前項第７号の規定による報告　消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第５号様式）

（補助対象事業の交付決定前着手）
第６条　補助事業者は、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に補助対象事業に着手する場合は、あらかじめ別記第６号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。
２　前項の規定により交付決定前着手届を提出した者は、知事から当該着手届を受理した旨の通知を受けるまでは、補助対象事業に着手してはならない。この場合において、交付決定までに生じた損失等は、補助事業者の責任とする。

（申請の取下げ）
第７条　規則第８条第１項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

（状況報告）
第８条　補助事業者は、知事から要求があったときは、速やかに別記第７号様式による事業遂行状況報告書を作成し、知事が定める日までに知事に報告しなければならない。

（実績報告）
第９条　実績報告書の様式及びその添付書類は、別記第８号様式のとおりとする。
２　実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は３月31日のいずれか早い日とする。
３　実績報告書（年度終了に係る実績報告を除く。）を提出するに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかなときは、当該消費税等に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の支払方法）
第10条　補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

（補助金交付請求書）
第11条　補助事業者は、別に知事が定める日までに、別記第９号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（暴力団の排除）
第12条　規則第４条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第２条各号に掲げる者に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
２　知事は、規則第５条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けたものが第２条各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、規則第 17 条第１項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

３　前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第 18 条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第13条　補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（１）不動産及びその従物

（２）その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第14条　補助事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記第10号様式）を作成しなければならない。

２　規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後５年間とする。

（書類の提出部数）

第15条　この要綱の規定により提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める部数とする。

（１）書面により提出する場合　３部（補助事業者の所在地が岐阜市である場合にあっては、２部）

（２）電子ファイルにより提出する場合　１部

（補助対象事業の表示）

第16条　補助事業者は、補助対象事業により整備した施設等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。

２　岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和57年11月30日制定。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

３　この要綱制定前に廃止前の旧要綱の規定によりなされた平成18年度の補助金に係る行為は、この要綱の規定によりなされた行為とみなす。

４　平成１７年度分以前の予算に係る補助金については、なお「旧要綱」の例による。

附　則

１　この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成18年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成21年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成23年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成24年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成25年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成26年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成27年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の予算に

係る補助金から適用する。

2　平成28年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

2　平成29年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年度分の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第３条関係）

補助金の名称	基　　準　　額	補　助　対　象　経　費	補　助　金　の　額
へき地診療所施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合　160㎡ イ 有床の場合 (ｱ) ５床以下　240㎡ (ｲ) ６床以上　760㎡ (2) 医師又は歯科医師住宅　80㎡ (3) 看護師住宅　80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修を除く。）に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の範囲内
	ヘリポート１か所当たり 104,292千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	
へき地医療拠点病院施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額 基準面積 (1) 診療部門　1,000㎡ (2) 医師又は歯科医師住宅 一戸当たり80㎡（２戸を限度とする。）	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟（検査、放射線、手術部門（検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等）） (2) 病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等） (3) 医師又は歯科医師住宅	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内
院内感染対策施設整備費補助金	１室当たり38,109千円とし、空調設備（空気清浄度クラス１万以上）を整備する場合は、40,354千円を加算する。	病院又は有床診療所の感染者のための個室の整備に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の１を乗じて得た額の範囲内
重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援	次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ｱ) 5床以下 240㎡ (ｲ) 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡	診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た

補助金の名称	基　　準　　額	補　助　対　象　経　費	補　助　金　の　額
施設整備事業費補助金	(3) 看護師住宅 80㎡	(2) 診療部門と一体となった医師住宅 (3) 診療部門と一体となった看護師住宅	額
休日・夜間急患センター施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額 基準面積 (1) 人口10万人以上の場合　150㎡ （特別に必要がある場合は、300㎡を限度とする。） (2) 人口５万人以上10万人未満の場合 100㎡ （特別に必要がある場合は、200㎡を限度とする。）	休日・夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房設備、附属設備等	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内
病院群輪番制病院施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額 基準面積 150㎡ （特別に必要がある場合は、300㎡を限度とするほか、心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は１床当たり（２床を限度とする。）15㎡、脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合は１床当たり（２床を限度とする。）15㎡をそれぞれ加算する。）	病院群輪番制病院として必要な次の各部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室・心臓病専用病室（ＣＣＵ）・脳卒中専用病室（ＳＣＵ））、便所、玄関、廊下、暖冷房設備、附属設備等	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内
	心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は、次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額 基準面積 15㎡×心臓病専用病床数 （２床を限度とする。）	心臓病専用病室（ＣＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等)	
	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合は、次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数 （２床を限度とする。）	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等)	
救命救急センター施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額 基準面積 2,300㎡ （30床未満の場合は、１床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度とする。）15㎡を加算し、小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は、１床当たり（６床を限度とする。）15 ㎡を加算し、心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は、１床当たり（４床を限	救命救急センターとして必要な次の各部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟（病室、集中治療病室（ＩＣＵ）、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等） (2) 診療棟（検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房設備、附属設備等）	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内

補助金の名称	基　　準　　額	補　助　対　象　経　費	補　助　金　の　額
	度とする。）15㎡を加算し、重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は、１床当たり（４床を限度とする。）15㎡を加算する。）	(3) その他（事務室、機械室、自家発電室等） (4) 脳卒中専用病室（ＳＣＵ） (5) 小児救急専門病床（小児専門集中治療室） (6) 心臓病専用病室（ＣＣＵ） (7) 重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）	
	ヘリポート１医療機関当たり 125,436千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	
	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合は、次の基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数 （４床を限度とする。）	脳卒中専用病室（ＳＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等）	
	小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、次の基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 15㎡×小児救急専門病床数 （６床を限度とする。）	小児救急専門病床（小児専門集中治療室）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等）	
	心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は、次の基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 15 ㎡×心臓病専門病床数 （４床を限度とする。）	心臓病専用病室（ＣＣＵ）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等）	
	重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、次の基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 15㎡×重症外傷専門病床数 （４床を限度とする。）	重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等）	
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×108,900円	救命救急センターとして必要な新築及び増改築に伴う補強又は既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	
医療施設近代化施設整備費補助金	次により算定された額の合計額 (1) 精神病棟 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に付表１に定める単価を乗じて得た額と、ウにより算定された額との合計額 ア 病棟整備 (ｱ) １床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境及び衛生環境の改善、患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修並びに整備に要する工事費又は工事請負費（第５号アにあっては、別の負担金、補助金等において別途交付の対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.3

補助金の名称	基　　準　　額	補　助　対　象　経　費	補　助　金　の　額
	1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (ｲ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (ｱ) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (ｲ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 ウ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり605千円×整備後の整備区域の病床数 ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は、1病院150床（公的団体及び持分のない法人は、300床）を限度とする。 (2) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に付表1に定める単価を乗じて得た額 ア 病棟整備 (ｱ) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (ｲ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 陰圧化等空調設備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 (3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 (ｱ) 無床の場合　160㎡ (ｲ) 有床の場合 ① 5床以下の場合　240㎡ ② 6床以上の場合　760㎡ イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり10,695千円×整備後の療養病床の病床数	等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。） (1) 精神病棟のうち次の部門 ア 病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等） イ 次に掲げる整備のうち、知事が認める部門 (ｱ) 患者療養環境改善整備 (ｲ) 医療従事者職場環境改善整備 (ｳ) 衛生環境改善整備 (ｴ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 (ｵ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備 ウ 電子カルテシステム (2) 結核病棟改修等整備事業（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等） (3) 診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等） ただし、改修等により療養病床を整備する診療所（外来部門を除く。）にあっては、病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等とする。	3を乗じて得た額の範囲内

補助金の名称	基　　準　　額	補　助　対　象　経　費	補　助　金　の　額
	(4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に付表１に定める単価を乗じて得た額と、ウにより算定された額との合計額 ア 機能訓練室　１医療機関当たり40㎡ イ 患者食堂　療養病床１床当たり１㎡ ウ 浴室　浴室１か所当たり　31,267千円 ただし、特に知事が必要と認める場合は、62,543千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床の廃止（診療所を併設する場合に限る。）又は削減をし、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるために次に掲げる施設を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×１床当たり単価 （１床当たり単価） 新築11,046千円 改築13,255千円 改修5,523千円 イ 介護老人保健施設に併設する診療所 次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額 基準面積　160㎡	(4) 療養病床療養環境改善事業（機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等） (5) 介護老人保健施設及び診療所 ア 介護老人保健施設 イ 診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等）	
地域災害拠点病院施設整備費補助金	(1) 補強が必要と認められるもの((2)に掲げるものを除く。） ア イを除く工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×108,900円 イ 補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×119,830円 (2) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院 ア イを除く工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×517,800円 イ 補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×569,660円	地域災害拠点病院として必要な新築及び増改築に伴う補強又は既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.5を乗じて得た額の範囲内
	受水槽 １医療機関当たり　180,908千円	受水槽の整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	
	給水設備 １医療機関当たり　85,071千円	給水設備の整備に必要な工事費又は工事請負費	

補助金の名称	基　　準　　額	補　助　対　象　経　費	補　助　金　の　額
	備蓄倉庫 １医療機関当たり　60,434千円	備蓄倉庫の整備に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内
	非常用自家発電装置 １医療機関当たり　196,311千円	非常用自家発電装置の整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	
	ヘリポート １医療機関当たり　104,292千円	ヘリポートの整備に必要な工事費又は工事請負費	
	燃料タンク １医療機関当たり　39,231千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	
特殊病室施設整備費補助金	１室当たり　79,531千円	特殊病室（無菌室）の整備に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内
治験施設施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じた額 基準面積 (1) 治験専門外来　100 ㎡ (2) 治験管理部門 （事務部門、相談部門、その他）　75 ㎡	治験施設として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 治験専門外来 （外来診察室、処置室、検査室等） (2) 治験管理部門 事務部門 （治験事務室、治験審査委員会事務室） 相談部門 （治験依頼者相談室、被験者相談室） その他 （諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室等）	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内
医療施設土砂災害防止施設整備費補助金	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの １か所当たり　86,011千円	土砂災害危険箇所に所在する医療機関として必要な新築及び増改築に伴う補強、既存建物に対する補強又は防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33及び付表２の調整率を乗じて得た額の範囲内

補助金の名称	基　　準　　額	補　助　対　象　経　費	補　助　金　の　額
医療施設等耐震整備費補助金	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの((2)に掲げるものを除く。) ア イを除く工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×108,900円 イ 補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×119,830円 (2) 次に掲げるもの ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等（ウを除く工法により実施する場合） イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等を除く。)（ウを除く工法により実施する場合） 基準面積 2,300㎡×517,800円 ウ 補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×569,660円	医療施設等耐震整備として必要な新築及び増改築に伴う補強又は既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.5及び付表２の調整率を乗じて得た額の範囲内
	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの((2)に掲げるものを除く。) ア イを除く工法により実施する場合 基準面積 2,300m^2×83,100円 イ 補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×91,470円 (2) 耐震構造指標であるＩｓ値が0.3未満のもの 基準面積 2,300m^2×395,700円		
	地震防災対策特別措置法第２条に基づき知事が作成した５箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 ア イを除く工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×108,900円 イ 補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×119,830円		

補助金の名称	基　　準　　額	補　助　対　象　経　費	補　助　金　の　額
アスベスト除去等整備費補助金	１㎡当たり　61,000円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延べ面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33及び付表２の調整率を乗じて得た額の範囲内
医療機器管理室施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額 基準面積　80㎡	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33及びび付表２の調整率を乗じて得た額の範囲内
地球温暖化対策施設整備費補助金	１医療機関当たり　117,856千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33及び付表２の調整率を乗じて得た額の範囲内
地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額 基準面積　150㎡	地域拠点病院・地域拠点歯科診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診察室、技工室、エックス線室、事務室、待合室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.5を乗じて得た額の範囲内
非常用自家発電設備及び給	非常用自家発電設備 １医療機関当たり　196,311千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と

補助金の名称	基　　準　　額	補　助　対　象　経　費	補　助　金　の　額
水設備整備事業費補助金	燃料タンク １医療機関当たり　39,231千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内
	受水槽 １医療機関当たり　180,908千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.5を乗じて得た額の範囲内
	給水設備 １医療機関当たり　85,071千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	
がん診療施設施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表１に定める単価を乗じて得た額 基準面積　1,300㎡	がん診療施設として必要な次の各部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等） (2) がん専用病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等）	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内

（注）１　補助金の交付の対象となる建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
　　２　算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

付表１　１平方メートル当たり単価　（単位：円）

補助金の名称	種目等	構造		
		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	ブロック造	木造
へき地診療所施設整備費補助金	一般地区	558,000	444,000	362,000
	豪雪地区	558,000	444,000	362,000
へき地医療拠点病院施設整備費補助金	病棟	558,000	444,000	―
	診療棟	558,000	444,000	―
	医師住宅	558,000	444,000	362,000
重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援施設整備費補助金	診療部門	558,000	444,000	362,000
	医師住宅	558,000	444,000	362,000
	看護師住宅	558,000	444,000	362,000
休日・夜間急患センター施設整備費補助金		558,000	444,000	362,000
病院群輪番制病院施設整備費補助金		558,000	―	―
救命救急センター施設整備費補助金		558,000	―	―
医療施設近代化施設整備費補助金	病院	558,000	444,000	―
	診療所(一般地区)	558,000	444,000	362,000
	診療所(豪雪地区)	558,000	444,000	362,000
治験施設施設整備費補助金	治験専門外来	558,000	444,000	―
	治験管理部門	558,000	444,000	―
医療機器管理室施設整備費補助金		558,000	―	―
地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備費補助金		558,000	444,000	362,000
がん診療施設施設整備費補助金	病棟	181,600	158,300	―
	診療棟	203,000	177,400	―

（注）１　上記の単価（以下「基準単価」という。）は、新築及び増改築に係る事業における補助金の算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。
２　既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、知事が別に定める額とする。
３　豪雪地区とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項に規定する「豪雪地帯」及び同条第２項に規定する「特別豪雪地帯」とする。

付表２　既存病床数の割合による調整（前年度３月31日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 （精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床の合計）	調整率
105％以上	0.95

105%未満	1.00